

静岡県告示第259号

物流業立地事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第584号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「物流施設」とは、<u>産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）</u>に定める日本標準産業分類の中分類に掲げる<u>分類符号44</u>の道路貨物運送業若しくは<u>分類符号47</u>の倉庫業若しくは小分類に掲げる<u>分類符号484</u>のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又は大分類Eに掲げる製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の用に供する施設（知事が別に定めるものを除き、流通加工等を行うものに限る。）をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「物流施設」とは、<u>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）</u>に定める日本標準産業分類の中分類に掲げる<u>分類番号44</u>の道路貨物運送業若しくは<u>分類番号47</u>の倉庫業若しくは小分類に掲げる<u>分類番号484</u>のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又は大分類Eに掲げる製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の用に供する施設（知事が別に定めるものを除き、流通加工等を行うものに限る。）をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。